

大和市告示 201 号

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 28 年 9 月 30 日

大和市長 大 木 哲

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市商店街施設整備事業等補助金交付要綱（平成 21 年大和市告示第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項第 1 号中「もの」の次に「(ただし、補助対象施設がフラッグ又はフラッグ掲出用ポールのみのもので除く。)」を、同項第 3 号中「5 年以内」の次に「(フラッグについては 2 年以内)」を加える。

第 8 条中「5 年以内」の次に「(フラッグについては 2 年以内)」を加える。

別表第 1 商店街施設設置・改修事業、街路灯の項の次に次のように加える。

フラッグ又はフラッグ掲出用ポール	<ol style="list-style-type: none">1 街並みに調和したものであること。2 地域の共感を得られ親しまれるものであること。3 商店街の存在、区域等を来街者に周知させることを主たる目的として街路灯に設置するものであること。4 他の商店街と類似しないデザインであること。5 広告収入等がないこと。	2,000,000円を上限として補助対象経費の10分の3。ただし、フラッグ1枚当たりの補助限度額は5,000円とし、フラッグ掲出用ポール1本当当たりの補助限度額は10,000円とする。
------------------	---	--

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。